新公審查答申(情)第11号令和5年7月13日

新潟市長 様

新潟市公文書公開等審査会 会 長 菊 池 弘 之

審査請求に関する諮問について(答申)

令和4年8月10日付け、新行経第238号で諮問のあった件について、次のとおり 答申する。

第1 審査会の結論

新潟市長(以下「実施機関」という。)が令和4年3月18日付け新人第1833 号の2により行った非公開決定は妥当である。

第2 審査請求の経過

1 公文書の公開請求

令和4年3月11日、審査請求人は、新潟市情報公開条例(以下「条例」という。) 第5条の規定に基づき、実施機関に対し、特定の職員(以下「特定職員」という。) が作成した資料及び電子メールの過去5年分(以下「本件請求文書」という。)の公 開を請求(以下「本件請求」という。)した。

2 実施機関の決定

令和4年3月18日、実施機関は、本件請求文書を、特定職員が在籍していた期間に作成した資料及び電子メールと特定し、本件請求文書は保有していないとして、 非公開決定(以下「本件決定」という。)を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和4年3月31日、審査請求人は、本件決定を不服として審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。

4 諮問

令和4年8月10日、実施機関は、条例第12条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問した。

第3 審査請求人の主張

審査請求人が審査請求書及び実施機関の弁明に対する反論書及び口頭意見陳述

において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。

特定職員が在籍した期間において、請求に係る文書を保有していないというのは、 勤務しているのに資料がないのは不自然である。

在籍中に、様々な仕事を行っているのに、全く資料を作成していないのは、どのように仕事を遂行させているのか不思議である。市議会で議員に回答することがあるが、資料を作成しないで答弁することができるのか。答弁する人は資料を持って議会で発言している。当然自分の言葉で説明するのだから自分で資料を作っているはずである。

なお、審査請求人は、上記以外にも本件審査請求とは直接関係のない主張もしているが、当審査会の判断を左右するものではないため取り上げない。

第4 実施機関の主張

実施機関が弁明書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。 特定職員が、在籍期間に作成した起案等の保存すべき公文書は存在しない。 また、保存すべき公文書以外のメモ等や電子メールについては、特定の職員が異 動後3年以上経過しており、すでに廃棄されている。

第5 審査会の判断

1 本件審査請求について

本件審査請求は、本件請求に対し、実施機関が請求に係る文書を保有していないことを理由に本件決定を行ったところ、審査請求人から請求に係る文書を保有しているとして、本件決定の取消しを求めてなされたものである。以下、実施機関の主張について検討する。

- 2 本件請求文書について
- (1)本件請求文書は、特定職員が、実施機関に在籍していた平成29年度において、 業務として作成した資料及び各課、各職員のメールアドレスにおける特定職員が やり取りしたメール文を対象としている。
- (2) 本件請求文書の保有方法について実施機関に確認したところ、作成した資料や メール文は、所属課で保有するハードディスクドライブに保存されており、容量 が限られているため、資料の保存期間の経過や不必要になった場合、適宜削除し ているとのことであった。
- 3 本件決定について
- (1) 本件決定について、実施機関は、特定の職員が作成した資料の存在が確認できなかったとし、メール文も3年以上経過しており、特定の職員のメール文はすでに廃棄しているとして本件決定したものである。

そこで、当審査会は、改めて本件請求文書を保有の有無やメール文の保存期間、

特定職員による資料作成の規定について、実施機関に確認したところ、実施機関からは、本件請求文書は保有しておらず、審査請求人が主張する議会対応の資料も担当職員が作成しており、特定職員が資料を作成しなければならないとする規定はなく、また、メール文の保存期間の定めもないとのことであった。

- (2) そうすると、特定職員が作成していた公文書や、メール文を保有していないとする実施機関の主張には、特段不合理な点は認められず、他にその存在を認めるに足りる事情も見当たらないことから、実施機関が本件請求について非公開とした本件決定は妥当である。
- 4 以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

第6 審査会の開催経過

当審査会の開催経過の概要は、次のとおりである。

年月日			内容
令和	4年	8月10日	実施機関の諮問書を受理
令和	5年	5月11日	審査会開催 (第1回)
令和	5年	7月10日	審査会開催 (第2回)

(第3部会)

委員 菊池弘之、 委員 杵渕栄治、 委員 櫻井香子